

## 社会福祉法人喜寿会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜寿会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、喜寿会役員（以下「役員」という。）及び評議員並びに理事長が任命した別表2に掲げる委員（以下「役員等という。」）の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

### (役員の種類)

第2条 役員とは、法人で選任された理事、監事をいう。

### (役員報酬の決定)

第3条 役員の種類は、法人の収益状況及び職員給与などを考慮して、評議員会で決定する。

### (役員報酬)

第4条 常勤の役員に対し、別表1に定める範囲で役員報酬を支給し、社会福祉法人喜寿会給与規程を準用する。

- 2 施設長及び職員が常勤の役員を兼務する場合は、前項による役員報酬は支給せず、職員賃金として支給する。

### (非常勤役員等の報酬)

第5条 非常勤の理事、監事及び評議員が理事会、監事会又は評議員会に出席し、委員が各委員会に出席したときは、それぞれ別表2に定める報酬を支給する。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会で別に決定する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日より実施する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

別表1

役職名	基本報酬（月額）	役付手当（月額）
理事長	9級1号 334,300円～ 9級33号 515,050円	100,000円
その他役員	7級1号 278,700円～ 9級33号 515,050円	90,000円

別表2

区 分	費用弁償
理事長	1回 5,000円
理事	1回 5,000円
監事	1回 5,000円
評議員選任・解任委員	1回 5,000円
評議員	1回 5,000円
入所検討委員	1回 3,000円
苦情解決委員	1回 3,000円